

平成十五年内閣府令第五十五号

褒章の制式及び形状を定める内閣府令

褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）第九条の規定に基づき、褒章の制式及び形状を定める内閣府令を次のように定める。  
褒章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

|    |   |
|----|---|
| 表  |   |
| 章  | 地金銀   |
|    | 表面 中心は金色とし、「褒章」の文字を記す。桜花紋をもって飾る。  |
|    | 裏面 紺綬褒章の場合を除き、「賜」の文字及び氏名を記す。褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）第三条第二項の飾版を授与するときは、引き替えた各飾版の授与年月日を記す。 |
|    | 寸法 直径三十ミリメートル   |
| 鈕  | 銀   |
| 飾版 | 銀とし、褒章条例第三条第一項の飾版は、表面に授与年月日を記す。褒章条例第三条第二項の飾版は、金色とし、表面は桜をもって飾る。                        |
| 綬  | 色 褒章の種類により紅緑黄紫藍紺の六色とする。   |
|    | 幅 三十六ミリメートル   |
| 略綬 | 褒章の種類により紅緑黄紫藍紺の六色とする。大きさは、直径七ミリメートル。  |

図

褒章  
表面



裏面



|       |       |    |
|-------|-------|----|
| 飾版（銀） | 飾版（金） | 略綬 |
|       |       |    |

附 則

この府令は、平成十五年十一月三日から施行し、同日以降の日付をもって授与される褒章から適用する。